

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和6年山形県教育委員会2月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、小関委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 12月の教育委員会で、入学者選抜方法の改善についての報告書の内容を御説明し、教育委員の皆様からは貴重な意見を頂戴いたしました。頂戴した御意見を踏まえ、入学者選抜方法の改善方針をまとめましたので、御報告いたします。

初めに、報告1-1を御覧ください。「1 改善の趣旨」について、御説明します。改善検討委員会において、各高校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実施や受検機会の改善、充足率の向上に向けた入学者選抜の在り方について検討していただき、その結果をまとめた報告書の内容を踏まえ、この度の改善方針を策定したところです。

「2 改善方針」を御覧ください。(1)各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜及び受検機会の改善に関する対応について、御説明します。各高校のアドミッション・ポリシーに沿うとともに、受検機会の差をなくすよう改善を図った入学者選抜を、①から③のとおりとし、今の中学1年生が対象となる令和8年度入学者選抜から実施することとします。これに伴い、現在実施している推薦入学者選抜及び一般入学者選抜は廃止することとします。なお、連携型中高一貫教育を行う新庄南高校金山校と小国高校で実施している「中高一貫教育にお

ける連携型入学者選抜」は、引き続き実施することとします。

①前期（特色）選抜について、御説明します。実施時期は、1月中旬のA日程か、2月初めのB日程のいずれかを、各高等学校で選択して実施することとします。募集人員は、各高等学校の各学科の定員の5パーセント以上50パーセント以内とし、各学校の実情を踏まえ、各高等学校が設定することとします。なお、音楽科及び体育科については、その専門性に鑑み、現行と同様、音楽科は60パーセント程度、体育科は80パーセント程度を募集人員とすることとします。志願資格は、各高等学校の特色及びアドミッション・ポリシーを踏まえ、各高等学校で設定した要件を満たすとともに、合格内定の場合は入学を確約でき、中学校等を卒業する見込みの者としてします。次のページにお進みください。検査内容は、各高校のアドミッション・ポリシーに合わせ、アからオの中から、各高等学校が一つから三つを選択して実施することとします。その際、各高等学校は選抜の実行可能性などを併せて検討していくこととなります。

続いて、②後期（一般）選抜について御説明します。実施時期は、現行の一般入学者選抜と同じく3月7日に実施することとします。なお、感染症等やむを得ない事情により受検できない受検者に配慮し、現行と同じく3月12日に追検査を実施することとします。募集人員、志願資格、検査内容については、記載のとおりとします。なお、現行の一般入選において、一部の高校で実施している面接は実施しないこととします。

③中高一貫教育における連携型入学者選抜については、実施時期をA日程かB日程のいずれかから選択すること以外は、現行の方法と同様とします。

続いて（2）県外志願者の受入れについて、御説明します。県外志願者受入れの拡大に向けて、「山形県公立高等学校入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」で定めた県外志願者の受入れができる要件を、令和7年度入学者選抜から「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」から、「直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科」に緩和します。

次のページにお進みください。（3）前期（特色）選抜の一部先行実施について、御説明します。令和4、5年度入学者選抜における入学定員に対する合格者数の割合の平均が7割に満たない普通科を持つ全日制の高校において、令和7年度入学者選抜から、先行して実施できることとします。令和7年度に実施する場合、実施時期は、現行の推薦入学者選抜と同じ令和7年2月3日とし、募集人員は定員の30パーセントを上限とし各学校で定め、検査内容については個人面接、集団面接、作文から各高校で選択することとします。なお、令和7年度に先行して実施した場合の実施時期等については1年限りとし、令和8年度からの実施に当たっては、改めて定めることができることとします。なお、この実施できる条件に当てはまる高校は、谷地高校、新庄北高校、新庄南高

校、米沢東高校、南陽高校の5校であり、今後この5校では、様々な状況を総合的に勘案した上で、実施を判断することとなります。希望する中学生とその保護者及び中学校が円滑に受検に対応できるよう、できるだけ早く、実施校とその検査内容等を公表してまいります。

次の資料は、今御説明した内容を1枚にまとめた概要版です。その次の資料は、現行の入学者選抜と令和8年度以降の入学者選抜の日程を比較したものです。さらにその次の資料は、今後のスケジュールをまとめたものです。

今後、改善方針について、中学生、保護者、中学校、高校に丁寧に説明することで周知を図るとともに、中学校で培った生徒の多様な能力を評価する仕組みを整え、高等学校における充実した学びにつながるよう取り組んでまいります。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<工 藤 委 員> 今は県立高校の入学者選抜が3月7日の1回しかないため、前期（特色）選抜のA日程、B日程の機会が増えるのは大変良いことではないかと思えます。基本的には前期の検査内容としては個人面接、集団面接、作文、発表又は実技等ということですが、後期で行われるような学力検査方式でのテストは前期では考えないのでしょうか。

<高校教育課長> こちらで示している例から学校が選んで実施することになります。

<工 藤 委 員> やはり3月7日に行うような5教科の学力検査方式を前期選抜でも行うのは難しいということでしょうか。

<高校教育課長> 何パーセントに設定するかと試験の方法とを総合的に勘案し、各学校としての選抜の実行可能性も併せて検討していくこととなります。

<工 藤 委 員> 学校によって5パーセントから50パーセントまで設定できるので、例えば定員が200人で50パーセントに設定した場合は100人を前期で決めてしまうということですね。

<高校教育課長> そうです。

<小 関 委 員> 高校の先生から、入学者選抜の変更で先生方は採点を複数する手間が増えるという話を聞くものですから、山形県の子どもの数がピーク時45万人から12万人まで減っていて今後更に減る中で、何とか公立高校の入学者を確保するための対策なのだという説明をすると、それはそうだという話になります。

子どもの数は更に減っていくわけですので、県外からの受入れも確かにやらなければいけないと思うのですが、東京都内では中学校から私立に入れており、優秀な子を育てるためには公立に行かせないというのが

もう当たり前になってしまっているのですが、東京都内の公立高校はかなり定員割れしているらしいのですが、都外からと言ってもなかなか来ないので、いち早く外国人留学生を受け入れる高校が増えているようです。

今すぐにはないとしても、地方でも海外からの留学生を受け入れるという話が出てくるのではないかと思います。山形県内に滞在している外国人が8千人ほどいて、そのうち2千人がベトナム人ですが、そういった中で家族が母国にいたのでやがて帰ってしまいます。製造業界では、逆に定着してもらうために家族ごと受け入れて働いてもらうことが必要ではないかという課題があり、その子どもたちを受け入れてくれる学校はどうかという話になると思いますので、その辺を視野に入れながら、次の段階として取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

<教 育 長>

これから外国人の労働力も大いに期待せざるを得ないような状況になってくると、やはり安定的に働いていただくためには、そのお子さんたちを地元としてどう受け入れるかという課題があり、日本語や学校としての受け皿の問題がいずれ出てくるだろうという話は事務局内でも共有しております。

なかなか先を見通せない中で準備しておくのも難しいのですが、その辺は十分留意しながら、遅れないようにしていく必要があると考えておりました。

<和 田 委 員>

前期日程の検査内容の説明があつたのですが、前期日程も後期日程も今までの一般入試と同じように学力評定と当日の結果の評価になるのでしょうか。それとも、前期に関してはこの検査内容の中だけでの評価になるのでしょうか。

<高校教育課長>

検査内容を使つての評価ということになります。ただし、学校で出願ができる要件を設定することになるかと思います。誰でも出願できるという形ではなくて、アドミッション・ポリシーを踏まえて、この程度の力のある子には是非受検してほしいというように学校で様々なことを検討すると思いますので、そういったところで評定の要件などをつけるというのはあると思います。

<和 田 委 員>

例えばスポーツだと得点で一目瞭然で、学力検査になるとその点数が一つの評価になるのですが、ここにある面接、作文、発表ですと、なかなかその基準が明確ではないので、どこを目指して子どもたちが頑張るのかなと思います。不合格だった場合になぜ不合格だったのかがなかなか分かりにくい検査内容かなと思いましたので、今の質問をさせていただきました。

<高校教育課長>

今も推薦入学者選抜で面接を実施している学校がありますが、公平公正な選抜となるように基準を決めており、テーマをきちんと説明できる

ような内容になっておりますので、そういった各学校での取組を生かしていくということもあると思います。

<工藤委員>

私立だと1月の末から2月の頭で大体合否が決まります。公立の合格発表が終わった後にも試験を設ける私立学校もあるため、本命の県立高校が不合格だった場合の選択肢として私立を考えるという人もいると思うのですが、私の周りの生徒や親御さんが私立を選んでいる理由は、合格し進路が決まる時期が早いからです。公立が不合格だった場合、そこから4月1日までの時間のなさが怖いので、もう早くそこから解放してあげたい、解放されたいという生徒の思いから私立専願にしたり、推薦ですばっと決めてしまうことがあるようです。公立の選択肢はなかったのかというと、一番は自分が他の学校の人と比べてどのくらいの位置にいるのか把握ができないということを言われます。実力テストもやっではいるのですが、県内の他の学校の生徒と比べて自分の立ち位置が分からないという子が本当に多いです。塾や通信教育などで自分でどのくらいなのか分かる人はよいのですが、中学校3年間あまりよく分からない状態で高校入試となると、間違いないところをしたいと聞くのです。

また、県立は一つしか受けられないとよく聞いていたので、前期で本命の学校に出願し受けて、駄目だったら後期でワンランク下の学校を受けてということが可能になるため、選択肢がすごく増え、よいのではないかなと思います。

ただ、早く受検のストレスから解放されるのは当事者や親からするとすごくよいことではあるのですが、一方で3月末まで気を緩めずに勉強してほしいという思いもあるのです。早く進路が決まり1月の半ばから遊ぶ気満々の子と、3月ぎりぎりまで勉強してきた子との間に差が生まれると思うのです。4月以降の高校1年生スタートのときに、ついて行けなかったり、高校選び失敗したな、続けていく自信がないなどの思いから中退等につながってしまうのかなと感じるので、合格した安心感も得つつも、高校入学するまで、中学校でやらなければいけないことをしっかり盛り込んでいただけるとありがたいです。

<教育長>

私学を選んだお子さんは解放感の中でそういうことが予想されるという話がありますが、やはり県立高校が3月のしかるべき時期に入選を行うのは、それぞれの学齢でしっかり学んでいただき、学んだことを評価して入学していただくためだと思います。各中学校でもそういう問題意識も持っていらっしゃるようですので、過ごし方、過ごさせ方のマネジメントは、是非様々やっていただきたいなと思います。

<高校教育課長>

御意見ありがとうございます。現在も連携型の推薦入学者選抜で早めに決まる生徒がいるため、そちらについては3月は中学校の学習のまとめの時期なので中学校でもまとめの学習を一生懸命指導されておられます。それと同時に、中学校からの要望などもございまして、その高校への学習が円滑に進むように、高校の方で課題のようなものを準備して

おり、それを配付して取り組んでいただくことを今も実施しておりますので、それぞれの中学校、高校で何か工夫が必要なのかなと考えております。

<教 育 長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長> 議第1号「令和7年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第1号「令和7年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、御提案申しあげます。議1-2をお開きください。

基本方針において、令和6年度と大きく方針を変更する点は、3のなお書きにございますとおり、一部の学校において令和8年度から実施予定の前期(特色)選抜を前倒しで実施することができる点であり、先ほどの報告に関わるところでございます。さらに、3の(4)に前期(特色)選抜の選抜方法について記載しております。

一般入学者選抜の日程については、5の(1)にございますとおり、学力検査の本検査は令和7年3月7日、追検査は令和7年3月12日に行い、合格発表は8にございますとおり3月17日となります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課施設整備主幹より説明願います。

<施設整備主幹> 議第2号「山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申しあげます。

議案につきましては議2-1、新旧対照表は議2-2のとおりですが内容につきましては、議2-3により御説明申しあげます。

「1 改正の概要」でございますが、現在の規定では教育財産である土地の使用に係る使用許可は、使用期間の長短にかかわらず教育長の承認が必要となっております。これを、短期間の使用に係る教育財産の使用許可については教育長の承認を不要とし、公所長限りで許可できるように改正するものです。

なお、ここでいう「短期間」ですが、別に定めております事務取扱要

領において、「概ね1週間」と定めているところです。

「2 改正の理由」ですが、「※」でお示ししておりますが、短期間の土地の使用に係る教育財産の目的外使用許可の例としましては、地域行事で臨時駐車場として、あるいはスポーツ団体の大会会場として教育財産である土地の使用等が多いことから、こういった内容については、財産管理者である公所長の判断で迅速に使用許可できるようにすることで、県民サービスの向上を図るものであります。

「3 事務フローにおける改正の効果」であります。現在の規定では「()」でお示ししている数字の順に、申請者が許可書を受領するまで記載のとおり八つの過程がありますが、図の四角で囲んでいる(3)から(6)の部分について、改正により簡素化することで、「○」でお示ししている数字の四つの流れで事務が完結することになります。

施行日ですが、議2-1に記載のとおり公布の日から施行することとしております。

説明は以上であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第3号「博物館の登録について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長> 議第3号について御説明申し上げます。議3-1を御覧願います。

本県には、現在県教育委員会の登録を受けている博物館、いわゆる登録博物館が14施設ございますが、令和5年4月1日施行の改正博物館法の規定によりまして引き続き博物館として登録されるためには、令和10年3月31日まで5年間の経過措置期間中に新たに登録申請を行いまして、県教育委員会の登録の議決を得ることが必要とされているものでございます。

当議案は、この度博物館法第12条の規定による博物館の登録申請がありました山形美術館について、同法第11条の規定により、博物館の登録を行うことについてお諮りするものでございます。なお本案件は法改正後今年度2件目の申請があったものでございます。

議3-2を御覧願います。山形美術館の概要でございます。山形美術館は1964年、昭和39年8月に開館したものでございまして、山形市大手町にございます。設置者は公益財団法人山形美術館でございまして、日本及び東洋美術、フランス近代美術、そして山形の郷土関係美術の三

つを柱といたしまして、調査研究や収集、展示活動を行っております。

この度の設置者からの登録申請を受けまして、山形県博物館登録等審査会において博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づきまして、申請書類及び実地調査により審査を行いました。審査の内容と結果につきましては議3-3の別紙のとおりでございます。

博物館資料の収集、保管、展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、また学芸員その他の職員の配置、加えて施設・設備等の状況について審査を行いました結果、山形美術館は博物館法第13条第1項各号に規定します博物館の登録要件いずれにも該当するということが認められましたため、博物館の登録を行うことが適当と考えるものでございます。

説明は以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> 5年間の経過措置の中で、ここまで登録されていたところでも改めて登録手続が必要だとされた理由は、再登録のための審査をする必要が出てくる要件や余地が生じたからでしょうか

<生涯教育・学習振興課長> 従来の博物館は博物館資料の収集、展示、保管ということが主な役割でございました。それが、博物館は地域における地域振興にも資する施設であるということの考え方から、令和元年度に地方分権一括法の改正によりまして、博物館の役割としては、観光振興ですとか地域振興に資する役割を持つべきであるという考えのもとにその役割が見直されました。それに伴いまして、博物館法も改正され、その改正された内容の大きな一つとしましては、従来、公益法人等でなければ設置主体にはなり得なかったというところがございます。これを地域振興にも資するものであるという考え方から、いわゆる民間企業、一般の企業にもその余地を広げるということになりました。そうしたことから、やはり一般企業にも認めるというその担保、保障としまして、その取組については毎年確認をする、改めて申請もしてもらおうという取組の内容については、やはりその地域貢献とか、地域振興にどのように資していくのか、当然、先ほど申し上げたように審査の三つの要件についてしっかり整っているかどうかというのをしっかり審議しなければならないというような考え方から、法改正があり、必要な要件というものが加えられたというものでございます。

<教 育 長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第4号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。